## 議案第22号

## 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する売却した県有地の瑕疵による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年9月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

鳥取市 企業

2 和解の要旨

県は、損害賠償金8,977,500円を支払うものとすること。

3 事件の概要

県が和解の相手方へ売却した県有地(以下「土地」という。)において、和解の相手方が宅地造成工事を実施したところ、県が以前使用していた建物等に付随する埋設物が地中から発見された。

当該埋設物は、土地の瑕疵に当たり、和解の相手方と締結した公有財産売買契約に定める免責の範囲を超え、県が責任を負うべきものであることから、和解の相手方が負担した 当該埋設物の撤去等に要した費用を、県が負担しようとするものである。